

品川区防災・省エネまちづくり緊急促進事業（地域活性化タイプ）補助金交付要綱

制定 令和5年3月30日 区長決定

改正 令和5年4月10日 要綱第100号

（目的）

第1条 この要綱は、都市再開発法（昭和44年法律38号。以下「法」という。）に基づく市街地再開発事業において、建設工事費高騰の影響を受けた事業の施行者等に対して、地権者の生活再建に支障をきたさないよう、当該事業に要する費用の一部を予算の範囲内において補助することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（補助対象者）

第2条 この補助金の交付の対象となる者は、法第11条第1項の規定により設立された市街地再開発組合（以下「組合」という。）とする。

（補助対象事業）

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）の附属第Ⅱ編交付対象事業の要件中「イー13－（10）防災・省エネまちづくり緊急促進事業」、「イー16－（18）防災・省エネまちづくり緊急促進事業」、「ロー13－（10）防災・省エネまちづくり緊急促進事業」および「ロー16－（18）防災・省エネまちづくり緊急促進事業」に規定する地域活性化タイプの事業とする。

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、前条に規定する事業に要する費用とする。

（補助金の額および算出方法）

第5条 補助金の額は、当該年度における予算額の範囲内で、社会資本整備総合交付金交付要綱の附属第Ⅲ編 国費の算定方法中「イー13－（10）防災・省エネまちづくり緊急促進事業に係る基礎額」、「イー16－（18）防災・省エネまちづくり緊急促進事業に係る基礎額」、「ロー13－（10）防災・省エネまちづくり緊急促進事業に係る基礎額」および「ロー16－（18）防災・省エネまちづくり緊急促進事業に係る基礎額」に規定する地域活性化タイプに定める額とする。

（交付申請）

第6条 組合は、補助金の交付を受けようとするときは、区長が別に定める期日までに、防災・省エネまちづくり緊急促進事業（地域活性化タイプ）補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を区長に提出しなければならない。この場合において、補助対象事業が2年度以上にわたる時は、各年度ごとに前条の規定による算出に基づき、当該年度に係る額について申請するものとする。

(交付決定および通知)

第7条 区長は、前条による補助金の交付申請があったときは、申請書および関係書類の審査ならびに必要な応じて現地調査を行い、当該申請に係る補助金の交付が、法令および予算で定める補助金の交付の目的を達すると認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、防災・省エネまちづくり緊急促進事業（地域活性化タイプ）補助金交付決定通知書（第2号様式）により組合に通知するものとする。

2 区長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金交付申請に係る事項につき修正を加えて、防災・省エネまちづくり緊急促進事業（地域活性化タイプ）補助金交付決定変更通知書（第3号様式）により補助金の交付決定をすることができる。

3 区長は、前2項の補助金の交付決定に当たっては、法令および予算で定める補助金の交付の目的を達成するため、必要な応じて条件を付することができる。

(交付方法)

第8条 補助金の交付は、前条第1項の交付決定通知に基づき、第20条の補助金の額の確定後、組合からの請求（第4号様式）により行うものとする。

(全体計画)

第9条 組合は、補助対象事業が2年度以上にわたるときは、全体計画書（第5号様式）および関係図面を区長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、全体計画を変更しようとするときも同様とする。この場合において、同項中「全体計画書」とあるのは「全体（変更）計画書」と読み替えるものとする。

(承認事項)

第10条 組合は、補助金の交付決定を受けたのち、補助事業の内容を変更しようとするときは、防災・省エネまちづくり緊急促進事業（地域活性化タイプ）補助金交付決定額変更申請書（第6号様式）により区長の承認を受けるものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(事業完了予定期日の変更)

第11条 組合は、補助対象事業が交付決定通知に付された期日までに完了しない場合は、速やかに防災・省エネまちづくり緊急促進事業（地域活性化タイプ）の完了期日変更報告書（第7号様式）により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 組合は、補助事業等の遂行に関して、防災・省エネまちづくり緊急促進事業（地域活性化タイプ）補助金遂行状況報告書（第8号様式）等により報告しなければならない。

(遂行命令)

第13条 区長は、組合が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に従って補助事業を遂行していないと認めたときは、組合に対しこれらに従って当該事業を遂行する

ことを命じることができる。

- 2 区長は、組合が前項の命令に違反したときは、組合に対し補助事業の遂行の一時停止を命じることができる。

（申請の取下げ）

第 14 条 組合は、第 7 条の規定による通知を受領した場合において当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容または、これに付された条件に不服があるときは、14 日以内に申請の取下げをすることができる。

（事情変更による決定の取消し）

第 15 条 区長は、補助金の交付決定後、事情の変更等により特別の事由が生じたときは、補助金の交付決定を取消すことができる。

- 2 組合は、補助金の交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなったときは、防災・省エネまちづくり緊急促進事業（地域活性化タイプ）交付決定取消申請書（第 9 号様式）を提出しなければならない。

（実績報告書）

第 16 条 組合は、補助金に係る事業の全部を完了したとき、または補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに補助対象事業に係る防災・省エネまちづくり緊急促進事業（地域活性化タイプ）補助金実績報告書（第 10 号様式。以下「実績報告書」という。）を区長に提出するものとする。

（是正のための措置）

第 17 条 区長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合は、当該実績報告書の内容審査および必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当該補助事業をこれらに適合させるための処置をとるべきことを、組合に命じることができる。

（決定の取消し）

第 18 条 区長は、組合が補助金を他の用途に使用し、その他補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他の関係法令等に違反したときは、補助金の交付決定の全部または一部を取消すことができる。

（補助金の返還）

第 19 条 区長は、補助金の交付決定を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を決めてその返還を組合に命じることができる。

（補助金の額の決定）

第 20 条 区長は、第 16 条の規定により実績報告書の提出を受けた場合は、当該実績報

告書の内容審査および必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、防災・省エネまちづくり緊急促進事業（地域活性化タイプ）補助金の額の確定通知書（第 11 号様式）により組合に通知するものとする。

（財産処分の制限）

第 21 条 組合は、補助対象事業により取得し、または効用を増加した財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供しようとするときは、あらかじめ区長の承認を得なければならない。ただし、補助金交付の目的、交付額または当該財産の耐用年数を勘案して、別に定める期間を経過した場合は、この限りではない。

（補助金の経理）

第 22 条 組合は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、関係書類とともに 5 年間、整理および保管しなければならない。

2 区長は、前項の規定により作成された帳簿等について、必要があると認めたときは、その提出を求めることができる。

（書類の様式）

第 23 条 組合が提出する書類の様式は、この要綱に定めるもののほか、国が市街地再開発事業等の補助に関して定めるものに準拠して作成するものとする。

（委任）

第 24 条 この要綱に定めがあるものを除いては、品川区補助金等交付規則（昭和 45 年品川区規則第 29 号）の定めるところによる。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。